

## 長崎市恐竜博物館ロゴマークの使用に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長崎市恐竜博物館ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークの仕様)

第2条 ロゴマークの仕様は、別記のとおりとする。

### (使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、ロゴマークを用いる各種製作物等ごとに、長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用承認申請書(第1号様式)に必要な書類及び製作物等の見本（製作物等の見本の添付が困難な場合にあつては、製作物等の写真その他ロゴマークの使用の内容がわかるもの。第9条において同じ。）を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本市又は本市の機関が使用する場合
- (2) 本市又は本市の機関が主催し、共催し、協賛又は後援する事業等において本市又は本市の機関の指示により使用する場合
- (3) 国又は他の地方公共団体が使用する場合
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、申請を要しないことについて教育委員会が適当と認める場合

### (使用の承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請がなされた場合は、その可否を決定し、長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用承認結果通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、ロゴマークの適正な使用のため必要があると認めるときは、前項の使用の承認について、条件を付することができる。

### (使用の制限)

第5条 教育委員会は、第3条の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 本市又は教育委員会の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害し、又は害するおそれがある場合
- (4) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張等に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はその広告等に使用する場合
- (6) 長崎市暴力団排除条例(平成24年長崎市条例第59号)第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者が使用する場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認める場合

2 前項の規定は、第3条ただし書の規定により、ロゴマークを使用する者について準用する。

(使用期間)

第6条 使用期間は、使用の目的を達成するために必要な期間とする。ただし、教育委員会は、期間を定めてその使用を終了させる旨の指示をすることができる。

(使用料) 第7条 ロゴマークの使用は、無

料とする。

(遵守事項)

第8条 第4条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的に限りロゴマークを使用すること。
- (2) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別記に定める仕様を変更して使用しないこと。
- (4) ロゴマークの使用に当たって、第5条第1項各号の規定に該当しないこと。
- (5) ロゴマークを使用した製作物等について、商標権及び意匠権を設定しないこと。

2 前項(第1号を除く。)の規定は、第3条ただし書の規定により、ロゴマークを使用する

者について準用する。

(使用内容の変更等)

第9条 使用者は、申請書に記載した内容を変更しようとする場合には、速やかに長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用事項変更申請書(第3号様式)に必要な書類及び製作物等の見本を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その可否を決定し、長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用事項変更承認結果通知書(第4号様式)により使用者に通知するものとする。

3 第4条第2項及び第5条の規定は、第1項の申請書の記載事項の変更の届出の場合について準用する。

(使用承認の取り消し)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項又は前条第2項の規定に基づく使用の承認を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

(2) 第4条第2項又は前条第3項の規定により付した承認の条件に違反したとき。

(3) 第5条第1項各号のいずれかに該当し、又は該当する恐れがあるとき。

(4) 第8条に掲げる遵守事項に違反したとき。

2 教育委員会は、前項の規定により使用の承認を取り消す場合は、長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用承認取消通知書(第5号様式)により、使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による使用の承認の取り消しによって使用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用に関して、事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもと必要な措置を講じるものとし、教育委員会は、その責めを負わないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月17日から施行する。

附 則（令和8年3月5日教育委員会告示第5号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記

ロゴマークの仕様は、次の各号に定めるとおりとし、使用にあたっては、天地、左右の比率

及び配色を変更しないこと。

(1) パターン1（ロゴマーク：横書き）

〈カラー〉




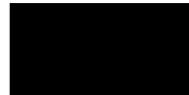
〈モノクロ〉



色の配分は以下のとおりとする。

〈カラー〉

〈モノクロ〉

				
C 91 R 29 M 0 G 164 Y 27 B 188 K 0	C 7 R 223 M 32 G 181 Y 97 B 30 K 0	C 51 R 154 M 7 G 186 Y 88 B 78 K 0	C 0 R 135 M 0 G 135 Y 0 B 136 K 60	C 0 R 0 M 0 G 0 Y 0 B 0 K 100
#1DA4BC	#DFB51E	#9ABA4E	#878788	#000000

パターン2（ロゴマーク：縦書き）

〈カラー〉

〈モノクロ〉



色の配分は以下のとおりとする。

〈カラー〉

〈モノクロ〉



C 91 R 29  
M 0 G 164  
Y 27 B 188  
K 0

#1DA4BC



C 7 R 223  
M 32 G 181  
Y 97 B 30  
K 0

#DFB51E



C 51 R 154  
M 7 G 186  
Y 88 B 78  
K 0

#9ABA4E



C 0 R 135  
M 0 G 135  
Y 0 B 136  
K 60

#878788



C 0 R 0  
M 0 G 0  
Y 0 B 0  
K 100

#000000

(2) パターン3 (ロゴタイプ)

〈カラー〉

Nagasaki City Dinosaur Museum  
長崎市恐竜博物館

〈モノクロ〉

Nagasaki City Dinosaur Museum  
長崎市恐竜博物館

色の配分は以下のとおりとする。

〈カラー〉

〈モノクロ〉



C 91 R 29  
M 0 G 164  
Y 27 B 188  
K 0

#1DA4BC



C 7 R 223  
M 32 G 181  
Y 97 B 30  
K 0

#DFB51E



C 51 R 154  
M 7 G 186  
Y 88 B 78  
K 0

#9ABA4E



C 0 R 135  
M 0 G 135  
Y 0 B 136  
K 60

#878788



C 0 R 0  
M 0 G 0  
Y 0 B 0  
K 100

#000000

(4) パターン4 (シンボルマーク)

〈カラー〉

〈モノクロ〉

〈ネガティブ〉



色の配分は以下のとおりとする。

〈カラー〉

〈モノクロ（ネガティブ）〉



C 7	R 223
M 32	G 181
Y 97	B 30
K 0	

#DFB51E

C 0	R 135
M 0	G 135
Y 0	B 136
K 60	

#878788

C 0	R 0
M 0	G 0
Y 0	B 0
K 100	

#000000

(5) その他（シンボルマークとロゴタイプを組み合わせる場合）



第1号様式(第3条関係)

長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用承認申請書

年 月 日

(あて先) 長崎市教育委員会

申請者 所在地

団体名

代表者名

長崎市恐竜博物館ロゴマークの使用に関する要綱第3条の規定に基づき、次のとおり申請します。なお、使用にあたっては同要綱を遵守します。

1 使用対象

2 使用目的

3 製作物等の種類

販売品 非売品(配布物) 掲示物(展示物) その他( )

4 作製数

5 使用計画(販売場所、配布先など)

6 添付書類

第2号様式(第4条関係)

長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用承認結果通知書

年 月 日

様

長崎市教育委員会

年 月 日付け申請のあった長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用の件について、次のとおり通知します。

- 1 使用可否 承認・非承認
- 2 承認番号
- 3 使用対象
- 4 使用目的
- 5 製作物等の種類
- 6 作製数
- 7 使用計画(販売場所、配布先など)
- 8 理由(非承認の場合)
- 9 承認条件

第3号様式（第9条関係）

長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用事項変更申請書

年 月 日

（あて先）長崎市教育委員会

申請者 所在地

団体名

代表者名

長崎市恐竜博物館ロゴマークの使用に関する要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり使用承認を受けた事項について変更したいので申請します。

- 1 使用承認年月日
- 2 承認番号
- 3 使用対象
- 4 使用目的
- 5 製作物等の種類

販売品 非売品(配布物) 掲示物(展示物) その他( )

- 6 変更事項

変更前：

変更後：

- 7 変更理由

第4号様式（第9条関係）

長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用事項変更承認結果通知書

年 月 日

様

長崎市教育委員会

年 月 日付け申請のあった長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用事項の変更の件について、  
変更の可否を決定しましたので通知します。

1 変更可否 承認・非承認

2 承認番号

3 使用対象

4 製作物等の種類

5 変更事項

変更前：

変更後：

6 理由（非承認の場合）

7 承認条件

第5号様式(第10条関係)

長崎市恐竜博物館ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

長崎市教育委員会

次のとおり、長崎市恐竜博物館ロゴマークの使用に関する要綱第10条の規定に基づき、使用承認を取り消します。

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 使用対象
- 4 承認取り消しの理由